

高知女子大学看護学会 会則

第一章 総 則

- 第1条 この学会は高知女子大学看護学会と称す。
- 第2条 この学会は事務所を高知市池2751-5、高知女子大学看護学部におく。
- 第3条 この学会は看護学の進歩発展と会員相互の研鑽・親睦を計り、もって看護の向上に資することを目的とする。
- 第4条 この学会は第3条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 年次総会の開催
 2. 学会の開催
 3. 学会誌の発行
 4. 講演会の開催
 5. 公開講座の開催
 6. 研究の助成
 7. 奨学金の貸与
 8. その他

第二章 会 員

- 第5条 この学会の会員は、普通会员・準会員・当日会員とする。
- 2) 普通会员は、高知女子大学家政学部看護学科・衛生看護学科・看護学部看護学科・看護学研究科の卒業・修了生および関係教員とする。
 - 3) 準会員は、高知女子大学看護学部および看護学研究科学生とする。
 - 4) 当日会員は、本学会の目的に賛同する看護職に従事しているものとする。
- 第6条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。
- 2) 普通会员及び準会員は、この会の刊行物の配布を受けることができ、集会に出席し、かつ会誌を通して所見を発表することができる。
 - 3) 当日会員は、集会に出席し、かつ口頭にて所見を発表することができる。

第三章 役 員

- 第7条 この学会に次の役員をおき、その任期は原則として2年とする。
1. 会 長 1 名
 2. 運営委員長 1 名
 3. 運 営 委 員 若干名
 4. 会 計 監 査 2 名
- 第8条 会長及び運営委員は、総会において会員の中から選任する。
- 2) 運営委員長は、運営委員の中から互選とする。
- 第9条 会長は学会を代表する。
- 2) 会長に不測の事態が生じた場合は、運営委員会の決議により会長の代理を選出することができる。
 - 3) 運営委員長は、会長を助けて会務を掌理する。
 - 4) 運営委員は運営委員会を組織し、会務を掌理かつ会務を処理・執行する。

第四章 会費及び会計

- 第10条 この学会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 2) 学会の予算は、運営委員会の承認を得なければならない。
 - 3) 学会の決算は、運営委員会の承認を得て、次年度の総会に報告しなければならない。
- 第11条 普通会员は、会費として年額6,000円を前年度12月末までに納入するものとする。
- 但し、5年間会費未納入の会員は、本学会を退会したものとする。
- 2) 準会員の会費は、年額1,500円とする。
 - 3) 当日会員の会費は、普通会员に準ずるものとする。
- 第12条 この学会の会計年度は毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第五章 会則の変更

第13条 この学会の会則の変更は、総会の決議によるものとする。

附 則

1. この規定に定めるものの他必要な事項については、別に定める。
2. この学会の会則は、昭和51年1月15日より施行する。
3. この会則の改正は、昭和62年4月1日より施行する。

4. この会則の改正は、平成2年4月1日より施行する。
5. この会則の改正は、平成6年8月1日より施行する。
6. この会則の改正は、平成8年7月27日より施行する。ただし、平成8年度に限り、会計年度は、8月1日から6月30日までとする。
7. この会則の改正は、平成9年8月1日より施行する。ただし、平成9年度以前の会費に関しては、年額5,000円とする。
8. この会則の改正は、平成10年4月1日より施行する。